
■公的機関名を名乗る不審電話 「アポ電」の可能性、相談を

消費生活センターや社会福祉協議会といった公的機関の職員を名乗り、個人情報聞き出そうとする不審な電話に関する相談が寄せられています。

【事例】 高齢で一人暮らしの母の元へ消費生活センターの職員と名乗る電話があり、「一人暮らしですか」と尋ねられたそう。つい「はい」と返事をすると、「緊急連絡先はありますか」「預金は500万円以上ですか」と続けて聞かれた。それ以上は答えずに電話を切ったが、消費生活センターからの問い合わせだったのだろうか。

【アドバイス】 消費生活センターからそのような電話をすることはありません。事例のような不審な電話があった場合は、すぐに警察や消費生活センターへ相談するようにしてください。

金をだまし取ろうとしたり、空き巣に入ろうとする前に電話で情報を聞き出そうとする「アポ電（アポイントメント電話）」の可能性がります。電話がかかってきて家族構成や資産状況を聞き出された場合、振り込め詐欺、窃盗、強盗などにつながる恐れがあるのでご注意ください。知らない電話番号からの電話には慎重に対応し、必ず周囲の人へ相談するようにしましょう。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）